

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令	(人事課)	一
告 示		
○国土調査の成果の認証(二件)	(地域振興課)	二
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	二
○道路の供用開始	(道路課)	二
○港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定	(港湾課)	二
公 告		
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	(同)	三
○公聴会の開催	(都市計画課)	三
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)	(教育庁高校教育課)	四
教育委員会		
○宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令		五
内水面漁場管理委員会		
○宮城県内水面漁場管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用		

に関する規程の一部を改正する規程
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示を廃止する告示

五 五

訓 令 甲

○宮城県訓令第三十七号
会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和三年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令

県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。
附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(準用給料表の給料月額の特例)

2 新たに第二条の規定により準用する給料表(以下「準用給料表」という。)の適用を受ける職員となった者(令和三年十月一日前に新たに準用給料表の適用を受ける職員となった者を含む。)で第四条第二項及び第十七条第一項の規定により準用給料表一級の一号俸から七号俸までの号俸を決定されたものの給料月額は、当分の間、十三万九千六百円とする。

附 則

(施行期日等)

1 この訓令は、令和三年十月十九日から施行し、改正後の会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程(以下「新規程」という。)の規定は、同月一日から適用する。

(給与の内払)

2 新規程の規定を適用する場合には、改正前の会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による内払とみなす。

告 示

○宮城県告示第七百六十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を
認証した。

令和三年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 調査を行った者の名称
大崎市
- 二 調査を行った時期
平成二十八年度から平成二十九年度まで
- 三 成果の名称
大崎市の地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
大崎市古川清滝字樋ノ脇、同字内ノ目、同字後沢、同字樋ノ口、同字向田の一部、同字新町田の一部、同字新向田の一部、同字新樋ノ口、同字田中の一部
- 五 認証年月日
令和三年十月十一日

○宮城県告示第七百六十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を
認証した。

令和三年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 調査を行った者の名称
川崎町
- 二 調査を行った時期
令和元年度から令和二年度まで
- 三 成果の名称
川崎町の地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
柴田郡川崎町大字今宿字下田山、同字下田堤、同字東大上山、同字西大上山、同字小屋沢、同字小銀沢山の一部
- 五 認証年月日

令和三年十月十一日

○宮城県告示第七百七十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者
手帳の交付のために診断を行う医師として、令和三年九月十六日次の者を指定した。

令和三年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
奥山 澄人	脳神経外科	社会医療法人将道会 総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号
小林 義尊	整形外科 リハビリ科 テーショコ	こばやし整形外科クリニック	名取市田高字原五百九十七番地 名取メデイカルモール一〇二
豊島 拓	循環器内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
千葉 知規	整形外科	みやぎ県南中核病院	大河原町字西三十八番地一
野村 有理	耳鼻咽喉科	医療法人寶樹会 仙塩利府病院	宮城郡利府町青葉台二丁目二番 百八号

○宮城県告示第七百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を
開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年十月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木
事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻女川線	石巻市双葉町八番二地先から 同市南光町二丁目八番二地先まで	令和三年 十月二十日 午前十時

○宮城県告示第七百七十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第二項及び第三項の規定により、港湾
の保全上特に必要があると認める区域及び当該区域内においてみだりに捨て、又は放置してはならな

い物件を次のとおり指定し、令和三年十月二十九日から施行する。
令和三年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	所在地	指定区域	指定物件
中の島	塩竈市	レジャー用小型船舶揚場及び中の島地区浮さん橋並びに別図に示す前面水域	漁船以外の船舶及び当該船舶に係る物件（い、か、だ、浮き棧橋、やぐら、杭、浮標、浮標灯など） 家庭用電化製品などの大型家庭ゴミ 自動車車両及びその部品 ドラム缶、建設廃材、建設用鋼製品、資材及び貨物 これら以外の一般廃棄物及び産業廃棄物

「別図」は省略し、宮城県庁（土木部港湾課）及び仙台塩釜港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山の手調剤薬局	石巻市大手町四一五百六十一	令和三年十月一日
クスリのアオキ二木薬局	岩沼市二木二丁目一一	令和三年十月一日
しぶや薬局宮野中央店	栗原市築館宮野中央三丁目四一五	令和三年十月一日
おおさき南調剤薬局	大崎市古川中島町八一四十六	令和三年十月一日

りふ調剤薬局

宮城県利府町新中道二丁目五一八

令和三年十月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。
令和三年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	辞 退 年 月 日
山の手調剤薬局	調剤	石巻市大手町四一五百六十一	令和元年十二月三十一日
そうごう薬局角田店	調剤	角田市角田字町百九十四一	令和三年七月三十一日
やまもと薬局	調剤	亘理郡山元町高瀬字合戦原七十二一三五	令和三年七月三十一日
公立刈田綜合病院	じん移植	白石市福岡蔵本字下原沖三十六	令和三年九月三十日

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。
令和三年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一	公聴会の日時及び場所
日 時	令和三年十一月四日（木）午後七時から
場 所	仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 件名

仙塩広域都市計画の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、

利府町及び大和町の住民又は利害関係人とする。
四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあっては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、令和三年十月二十八日（木）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。
五 素案の概要

仙塩広域都市計画区域区分について、次の地区を市街化区域に編入する。

市町村名	地区名	面積（ha）
利府町	明ヶ沢	一五・二
大和町	吉岡西部	二九・六

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三・三三三三四）に行うこと。

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和三年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる一 多賀城市南宮字伊勢二百二十五番、二百二十六番

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

番の一部、二百二十八番、二百二十九番、二百三十番、二百三十一番、二百三十二番
黒川郡大和町鶴巣北目大崎字寺東十一番地の一
八嶋建設株式会社

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和三年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 操船シミュレーター調達及びシステム構築業務 一式
二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和三年十月八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社マリックス 東京都港区西新橋三丁目二十四番十号

五 落札金額 六千二十八万円
六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和三年八月二十七日

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和三年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 CAD/CAMシステム調達及びシステム構築業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和三年十月八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 テクノ・マインド株式会社 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目六番十一号

五 落札金額 八千二十七万八千円
六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
七 入札の公告を行った日 令和三年八月二十七日

教育委員会

○宮城県教育委員会訓令第12号

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な業務に雇用される者であるものの給与に
関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十月十九日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な業務に雇用される者であるものの給
与に関する規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な業務に雇用される者であるものの給与に
関する規程（令和二年宮城県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項に次の一項を加える。

（準用給料表の給料月額の特例）

2 新たに第二条の規定により準用する給料表（以下「準用給料表」という。）の適用を受ける職員
となった者（令和三年十月一日前に新たに準用給料表の適用を受ける職員となった者を含む。）で
第四条第二項及び第七条第一項の規定により準用給料表一級の一号俸から七号俸までの号俸を決定
されたものの給料月額額は、当分の間、十三万九千六百円とする。

附 則

（施行期日等）

1 この訓令は、令和三年十月十九日から施行し、改正後の宮城県教育委員会に属する会計年度任用
職員のうち単純な業務に雇用される者であるものの給与に関する規程（以下「新規程」という。）
の規定は、同月一日から適用する。

（給与の内払）

2 新規程の規定を適用する場合においては、改正前の宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員
のうち単純な業務に雇用される者であるものの給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与
は、新規程の規定による内払とみなす。

内水面漁場管理委員会

宮城県内水面漁場管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正
する規程を次のように定める。

令和三年十月十九日

宮城県内水面漁場管理委員会

会 長 小 野 寺 秀 也

○宮城県内水面漁場管理委員会規程第一号

宮城県内水面漁場管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を
改正する規程

宮城県内水面漁場管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十七年
宮城県内水面漁場管理委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮城県内水面漁場管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程

本規程中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「情報通信技術を活用した
行政の推進等に関する条例」に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「情
報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改め、「情報通信技術を活用した行政の推進等
に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）」及び「法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む）
をいう。）又は」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

○宮城県内水面漁場管理委員会告示第一号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示（平成十
七年六月二十四日宮城県内水面漁場管理委員会告示第一号）を廃止する告示を次のように定める。

令和三年十月十九日

宮城県内水面漁場管理委員会

会 長 小 野 寺 秀 也

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示を廃
止する告示

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示（平成十
七年六月二十四日宮城県内水面漁場管理委員会告示第一号）は廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。